

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 12 月まで

昭和 36 年 10 月に結婚し、結婚当初はA県B市C町で夫の実家に同居していた。38 年 5 月に自営業を始めると同時にB市D町に転居し、町内の隣組で国民年金保険料を集金していることを聞き、国民年金に加入した。最初の何か月分かの保険料を隣組の集金人にまとめて納付した後は、夫と一緒に隣組の集金により毎月納付していた。その後、経済的に苦しくなり、39 年 12 月に隣組による集金が廃止されたことから、国民年金保険料を納付することを中断した。

申立期間については、国民年金保険料を納付した記憶がはっきりあるので、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外にも複数の国民年金保険料の未納期間を生じさせているものの、申立期間のみについて申し立てており、申立期間の国民年金保険料については、隣組の集金により納付していたと主張しているところ、B市は、申立期間当時、国民年金保険料を徴収するための自治会、婦人会、隣組等の納付組織が有ったと回答しているなど、申立人の申立期間における保険料の納付状況に関する主張は詳細かつ具体的である。

また、国民年金の加入手続後、国民年金被保険者台帳により確認できる申立人の国民年金保険料の納付日は、申立人の夫と一致していることから、申立人及びその夫の納付行動は同一であったものと推認できるところ、申立人の夫は、申立期間の大部分と重複する昭和 38 年 9 月から 39 年 12 月までの期間について、国民年金保険料が未納とされていたが、記録の訂正を年金記録確認E地方第三者委員会に申立て、納付についての記憶が詳細かつ具体的で信憑性が高いなどとして、あっせんされ、記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和44年4月16日から同年5月1日まで
③ 昭和46年5月24日から同年12月10日まで

A事業所にD担当として勤務していた全ての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和34年10月1日に入社し、継続して同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、昭和34年にA事業所に入社し、54年に退職するまでの期間において、A事業所で継続して勤務していたと主張しているところ、申立人に係るオンライン記録では、申立人は、C社において、34年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、42年11月1日付けで同資格を喪失、A事業所において同日付けで同資格を取得、43年5月31日付けで同資格を喪失、C社において、同年6月1日付けで同資格を取得しており、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、申立期間①については、雇用保険の被保険者記録が確認できる上、A事業所及びC社の経理を担当していた同僚が、「申立人は、D担当として一貫して勤務しており、厚生年金保険料も引かれていた。」と供述していること並びにB社の事業主（申立期間①、②当時の事業主の息子）が、「申立人に給料が支払われていたのは間違いなく、厚生年金保険料も当然引かれていたはずだ。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間①において、A事業所に継続して勤務していることが認められ、事業主は厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料から総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料をA事業所の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

また、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は、A事業所とC社の給料計算は別々に行っていたが、保険料の納付については、関連資料が無いため不明である旨回答しているが、当時の事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、当時の事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、当時の事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は、C社において、昭和43年6月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得、44年4月16日付けで同資格を喪失、A事業所において、同年5月1日付けで同資格を取得しており、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、申立期間②については、雇用保険の被保険者記録が確認できる上、A事業所及びC社の当時の経理を担当していた同僚並びにB社の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間②において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の事業主は、申立期間①及び②同時に、C社の事業主が、A事業所を同社の工場として設立し、同事業所の事業主を兼ねていた旨供述しており、同事業所の従業員をC社において厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料から総合的に判断すると、

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料をC社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和44年3月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和34年にA事業所に入社し、54年に退職するまでの期間において、A事業所で継続して勤務していたと主張しているものの、申立人の同事業所に係る雇用保険の被保険者記録によれば、昭和46年4月30日に離職し、同事業所において同年12月10日に再び被保険者資格を取得しており、申立期間③における被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A事業所は、昭和46年5月24日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む被保険者3人が適用事業所に該当しなくなっている昭和46年5月24日に被保険者資格を喪失しているとともに、同名簿の備考欄にはいずれも健康保険被保険者証の返納日（昭和46年6月3日）の記載が確認できる。

加えて、B社の現在の事業主の回答などから判断すると、申立期間③当時のC社の事業主は、A事業所の事業主を兼ねていた旨供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の申立期間③に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、B社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、A社B支店）における資格喪失日に係る記録を昭和 37 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日にA社B事業所に入社したが、同年 6 月に私が所属していたC課のみがD県E市に所在していた同社F事業所に移動した。仕事内容も給与も全く変わらないままに勤務していたのに、同年 5 月に係る被保険者記録が確認できない。A社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された本社人事システムの申立人に係る記録、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 37 年 6 月 1 日にA社B事業所から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和 37 年 4 月の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としている一方、申立期間当時は、各事業所で資格の喪失に係る手続を行う際に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は退職日の翌日であるという認識が行き渡っておらず、喪失日に係る手続を誤ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和 37 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保

険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年12月31日）及び資格取得日（昭和48年1月6日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月6日まで

私は、A社B店に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者記録のうち、勤務場所や勤務形態が変わっていないにもかかわらず、昭和47年12月31日から48年1月6日までの期間が空白とされていることに納得できない。

申立期間は正月休みであったが、A社B店に在籍していた上、その前後の期間は継続して勤務しており、途中で退職していないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、A社B店において昭和45年3月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年12月31日に同資格を喪失後、再度、48年1月6日に同資格を取得しており、申立事業所に係る申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、及びA社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において申立事業所に継続して勤務していたことが確認できるほか、当該複数の同僚は、申立期間における申立人の業務内容及び勤務形態に変

更は無かったことを供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和52年10月5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関係者の所在も不明なため確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る47年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を35万5,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を39万3,000円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を40万円、申立期間④の標準賞与額に係る記録を39万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 8 月 6 日
③ 平成 19 年 12 月 28 日
④ 平成 20 年 8 月 5 日

全ての申立期間において、A社に継続して勤務しており、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていなかったため、全ての申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されていることが判明した。

全ての申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成18年12月20日、19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認

められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年12月20日、19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は39万3,000円、申立期間③は40万円、申立期間④は39万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月27日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたが、いずれも賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を25万8,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を28万円、申立期間③及び④の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年8月6日
③ 平成19年12月28日
④ 平成20年8月5日

全ての申立期間において、A社に継続して勤務しており、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていなかったため、全ての申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されていることが判明した。

全ての申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成18年12月20日、19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成18年12月20日、19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①は25万8,000円、申立期間②は28万円、申立期間③及び④は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月27日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたが、いずれも賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を17万2,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を27万3,000円、申立期間③の標準賞与額に係る記録を24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月6日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年8月5日

全ての申立期間において、A社に継続して勤務しており、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社から賞与支払届が提出されていなかったため、全ての申立期間の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されていることが判明した。

全ての申立期間を年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書から、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の全ての申立期間に係る標準賞与額は、A社が提出した平成19年8月6日、同年12月28日及び20年8月5日に支給された賞与に係る明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、申立期間①は17万2,000円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月27日に、事業主から申立人の全ての申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、全ての申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除していたが、いずれも賞与支払届を提出していなかった旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は25万2,000円、同年12月10日は38万円、17年8月10日は27万5,000円、同年12月10日は39万円、18年8月10日は27万3,000円、同年12月8日は42万8,000円、19年8月10日は27万1,000円、同年12月10日は50万円、20年8月8日は31万5,000円、同年12月5日は51万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年8月10日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年8月10日
⑧ 平成18年12月8日
⑨ 平成19年8月10日
⑩ 平成19年12月10日
⑪ 平成20年8月8日
⑫ 平成20年12月5日

全ての申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、全ての申立期間について、年

金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社が提出した申立期間③から⑫までに係る賞与支払明細書により、申立人は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間③から⑫までに係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年8月10日は25万2,000円、同年12月10日は38万円、17年8月10日は27万5,000円、同年12月10日は39万円、18年8月10日は27万3,000円、同年12月8日は42万8,000円、19年8月10日は27万1,000円、同年12月10日は50万円、20年8月8日は31万5,000円、同年12月5日は51万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年8月22日及び同年8月23日に、申立期間③から⑫までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できるところ、A社は、「賞与支払届の提出を失念していた。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び②については、申立人は、平成15年分給与所得の源泉徴収票を提出しているが、当該源泉徴収票からは、当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与支払明細書を所持しておらず、事業主に照会しても、「申立期間①及び②に係る賞与支払明細書等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、A社に係るオンライン記録により、申立期間①及び②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚が所持する平成15年8月分の賞与支払明細書及び同年12月分の賞与に係る家計簿の記録から、同年8月及

び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、前述の同僚の妻は、「平成15年8月及び同年12月の2回の賞与から保険料等の控除が無かったので、事業所に問い合わせたところ、保険料等の控除を失念していた旨の回答があり、16年8月に支給された賞与から保険料等の控除が始まった。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和32年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から同年8月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

大学卒業後間もなく、採用試験を受けてA社に就職し、昭和32年5月1日からB担当として勤務した。

同社に就職して交付された厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」欄に「昭和32年5月1日」と記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学卒業後間もなく、新聞の求人広告を見てA社の採用試験を受け、昭和32年5月1日から同社で勤務した。」と入社の際について具体的に供述しているところ、申立人が所持する卒業証書から、昭和32年3月15日に大学を卒業したことが確認できること、申立人が最後に勤務したC社が発行したとする申立人に係る職歴票の最初の事業所欄には、「取得（又は入社）年月日 32.5.1」の記載が確認できること、同僚一人が、「申立人は、昭和32年5月からA社に勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を

取得した年月日」欄に「昭和32年5月1日」と記載されていることが確認できるところ、当該被保険者証に改ざんされた形跡は見られない。

さらに、日本年金機構D事務センターは、申立期間当時の厚生年金保険被保険者証の交付手順について、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を管理する担当者が、事業所から提出される被保険者資格取得届に基づき、当該払出簿により管理している番号をその都度振り出し、それと同時に厚生年金保険被保険者証を作成し、事業主に対して交付を行っていた。」と回答しているところ、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証は、管轄社会保険事務所において交付されており、同事務所では、事業所から提出された被保険者資格取得届に基づき、厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認した上で、当該被保険者証を交付したものと考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当初、昭和32年12月1日と記録されていたものが、同年8月1日に訂正されていることが確認できるところ、当該被保険者名簿及び払出簿における訂正前及び訂正後のそれぞれの資格取得日は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日に係る記録といずれも一致しておらず、当該被保険者証の資格取得日に係る記録訂正、又は当該被保険者証が再発行された形跡もうかがえないことなどから判断すると、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和32年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和35年1月7日、資格喪失日は同年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月頃から35年2月頃まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社に住み込みで勤務し、B業務に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和35年1月7日と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人が記憶する同僚二人とともに、申立人に、同日付けで、申立事業所において新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人の申立事業所に係る従業員についての供述は、申立人が記憶する同僚の供述と一致しているとともに、申立人は、「当該事業所に住み込みをしながら勤務し、朝と夜は事業所から約1キロメートル離れた当時の事業主の自宅で食事をしていた。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業所の所在地と事業主の住所地の距離は、当該供述内容と矛盾は無い上、申立人は、「申立事業所を退職してから約1か月後に次の事業所に勤務した。」と供述しており、申立事業所とは別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和35年3月21日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立人は、少なくとも同年1月末日まで、申立事業所に勤務して

いたと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は資格取得日より前の日の昭和34年12月1日と記載され、不自然な記録となっていることが確認できる。年金事務所は、「申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、資格取得日より前の日になっていることについては、被保険者資格取得の取消処理が行われたとは考え難いが、他に申立人に係る資格取得日及び喪失日を確認できる資料は現存していないため、当時の状況は不明である。しかしながら、被保険者資格取得日及び資格喪失日の日付が逆転している記録をそのままにしておいたことについては、記録管理に不備があったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和35年1月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和34年9月頃から35年1月7日までの期間については、申立人は、34年9月頃に公共職業安定所の紹介によりA社に就職し、35年の正月休みを、申立期間当時、住み込みしていた同社で過ごした旨供述している上、申立人が記憶する同種の業務に従事していたとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の供述内容と矛盾が無いことから判断すると、具体的な勤務の開始時期の特定はできないものの、申立人が、少なくとも同年1月7日以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和35年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、「私が記憶する経理担当者は、私よりも前から勤務していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、当該同僚は、申立人に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出された日と同日の昭和35年1月7日付けで、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、全ての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成8年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB健康保険組合の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成7年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、申立人を含む全ての被保険者について、同日より後の同年5月2日に、喪失日は相違しているものの、厚生年金保険の被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理がされていることが確認できるほか、同社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日以降においても、商業登記簿の記録によれば、同年5月2日において同社は閉鎖されていないことが確認できる上、当該期間において同社に勤務していたとする複数の同僚の供述などから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるため、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月30日に資格

を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録及びB健康保険組合の被保険者記録から、8年5月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年10月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成8年5月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年4月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB健康保険組合の被保険者記録により、申立人が申立期間を含む平成15年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、7年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされているが、申立人を含む全ての被保険者について、同日より後の同年5月2日に、喪失日は相違しているものの、厚生年金保険の被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理がされていることが確認できるほか、同社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月1日以降においても、商業登記簿の記録によれば、同年5月2日において同社は閉鎖されていないことが確認できる上、当該期間において同社に勤務していたとする複数の同僚の供述などから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるため、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月30日に資格

を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた8年5月2日に訂正することが必要である。

また、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、7年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年12月まで

私は、昭和49年頃に、政府の特例により、A市B区役所で申立期間の国民年金保険料である約20万円を一括納付した。その時の手書きの領収書は、オレンジ色の年金手帳をもらった際に処分してしまったが、「〇月～〇月金額」のように記載されていたと記憶している。

申立期間当時は、現在のような電算処理ではなく手作業だったので、雑に扱われたのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃、特例納付により、B区役所において申立期間の国民年金保険料約20万円を一括納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出整理簿により、申立期間後の53年2月17日にA市に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時において申立人に対して、別の記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、A市B区が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、資格取得年月日は「420401」、「53.4.5Aシ 転入」と記載されており、このことは、申立人が所持する年金手帳に、国民年金に初めて被保険者となった日が昭和42年4月1日と記載されていること、及び「発行年月日 53.4.-5」と押印されていることと一致することから、申立人は53年4月5日に国民年金の加入手続を行い、国民年金被保険者の資格を42年4月1日に遡って取得したものと考えられ、申立人が主張する49年頃に申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る特殊台帳及び前述の被保険者名簿により、申立期間

直後の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は 53 年 4 月 24 日に一括して過年度納付、52 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は同年 4 月 28 日に一括して現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間は空欄となっており、申立期間に係る保険料の納付は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張する昭和 49 年は、第 2 回特例納付の実施期間中であつたが、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 53 年 4 月 5 日と考えられることから、第 2 回特例納付の実施期間中に保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、第 2 回特例納付又はその後に行われた第 3 回特例納付の実施期間中に、申立期間に係る特例納付及び過年度納付を行った場合の保険料額は、申立人が納付したと主張する保険料額の約 20 万円とは大きく相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 21 日から 43 年 6 月頃まで
② 昭和 43 年 9 月頃から 45 年 1 月頃まで

申立期間①は、A社に、申立期間②は、B社（現在は、C社）に勤務していた。いずれの事業所においても正社員だったので、厚生年金保険に加入していたはずである。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管する申立人の元妻及び母親からの封書並びに同僚の供述から判断すると、申立人がA社に、申立期間②については、同僚の供述から判断すると、B社に、いずれも期間の特定はできないものの、それぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る各健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者記録は確認できず、いずれの申立期間についても、上記の各被保険者名簿の健康保険被保険者証の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、A社については、昭和 49 年 7 月 16 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れず、B社については、C社の事業主が「申立期間②当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の両申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、両事業所の同僚のうち、申立期間①及び②当時の厚生年金保険の

取扱状況について記憶している者は確認できない。

さらに、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで
昭和 51 年 4 月に、A 社に正社員として入社し、B 担当として勤務した。申立期間の給与月額が 7 万円で、給与から厚生年金保険料を毎月 3,000 円控除されていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 4 月に、A 社に正社員として入社した。」と申し立てているものの、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人を指導したとする同僚は、「申立人は、アルバイトとして 2 か月から 3 か月間働いた。」と供述しているところ、A 社が保管する勤務日数管理表から、申立人は、昭和 51 年 10 月に 25 日間、同年 11 月に 26 日間、同年 12 月に 10 日間の合計 61 日間において勤務していたことが確認できる。

また、上記同僚の一人は、「当時、社員は、C 担当などを除いて厚生年金保険に加入していなかった。当然、アルバイトの申立人も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、

さらに、A 社の事業主は、「社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者の資格取得届を提出していない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 16 日まで
60 歳になり、年金の受給手続を行うため社会保険事務所（当時）に行った時に、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が当時支給されていた給与の基本給の額の半分以下であることが分かった。
当該事業所から支給されていた私の基本給は 15 万円だったので、申立期間の標準報酬月額を 15 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で同じ業務内容だった者は、私の相方であった同僚一人だけであり、通常、その同僚と二人一組でB業務をしていた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人とほぼ同年代の当該同僚の標準報酬月額を 5 等級上回っていることが確認できる。

また、被保険者名簿の記録によれば、A社の元専務の役職にあった者の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額は 2 等級上回っていることが確認できるなど、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、他の被保険者と比較しても 5 等級から 2 等級上回っていることから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に低額で不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立人の申立期間における標準報酬月額について、被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は認められない。

加えて、A社は昭和 50 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の賃金台帳等の関連資料は無く、同僚に照会しても、当該事業所に係る給与明細書等の資料は所持しておらず、報酬月額及び保険料控除

額について、申立内容を確認できるような具体的な供述は得られない。

また、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から10年9月11日まで

A社B店で、C業務に従事したが、年金事務所の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとのことであった。

申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた複数の同僚についての厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間の一部に、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の承継会社グループ企業であるD社の人事担当責任者は、「当社が保管する人事書類等から、申立人の厚生年金保険の資格取得手続は行われていなかったものと思われる。」と供述している。

また、申立人は、「勤務時間帯は、申立期間を通じて午前8時から午後2時までの時間帯だった。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚の一人も、「私の退社時間は午後4時だったが、申立人は、私より早い時間帯に退社していた。」と供述しているところ、申立人が保管する雇用保険被保険者証から、申立人は短時間就労者として記録されていることが確認でき、申立期間当時のA社における複数の人事担当者は、「短時間就労者は、パート社員であった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「正社員と准社員は、厚生年金保険に加入していたが、パート社員は加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月頃から 27 年頃まで

中学校卒業直前にA社に就職した。卒業式前の入社だったため卒業式には会社を休み出席した記憶がある。一緒に就職し、その後一緒に卒業式にも出席した同僚にはA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前があると聞いた。当該同僚と一緒に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、i) 自身の進路がA社と記載された同窓会名簿を提出していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚二人には、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があること、iii) 前述の同僚の一人は、申立人がA社において勤務していたことを供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前がある同僚二人は、「A社で厚生年金保険被保険者資格を取得した時期は、私が記憶する入社時期より1年以上も後となっている。」旨供述していることから判断すると、当該事業所では従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社の後継事業所であるB社の現在の事業主は、「当社は現在、C業を行っておらず、他の事業を行っている。申立期間に係る資料については全て破棄しており、当時の状況については不明である。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に下がっているが、申立期間を含めて、給与は70万円くらいあり、給与が減少するようなことは無かったので、標準報酬月額が下がっていることに納得できない。
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない上、申立期間のうち、平成5年6月1日から6年7月31日までのオンライン記録の標準報酬月額は、A社が当該期間において加入していたB厚生年金基金の標準給与月額と一致している。

また、申立人が提出した平成5年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額から算出できる厚生年金保険料額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額と概ね一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により、平成5年8月12日に、同年6月1日付けで53万円(当時の最高等級)から9万8,000円に減額処理され、その後、増額処理されていることが確認できる上、申立人は、自身が申立事業所の役員であったことを認め、同僚も「申立人は専務であった。」と供述しており、同社に係る法人登記簿においても申立人が取締役であることが確認できる上、常勤の取締役であった事業主の標準報酬月額についても、同日付けで53万円から17万円に減額処理された後、申立人とほぼ同様に増額処理されていることが認められる。

加えて、平成5年8月12日現在の申立事業所における在籍者34人（申立人及び事業主を除く。）のうち、12人の者の標準報酬月額も申立人と同様に同日付けで減額処理されていることが確認できるとともに、滞納処分票により、申立事業所の厚生年金保険料の滞納が、申立人の標準報酬月額が大幅に下がった申立期間直前から始まり、8年2月に完納するまで続いていたことが確認できる。

また、申立事業所は、「当時の資料は無いので、申立人の標準報酬月額については分からない。」と回答しており、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4257（事案 1065 及び 2035 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月2日から28年1月16日まで
② 昭和28年10月14日から30年6月11日まで
③ 昭和30年7月7日から33年4月26日まで

A社（現在は、C社）及び同社からの出向先であると思われるB社に勤務していた申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた船員保険料に見合う標準報酬月額と相違していることから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。

私が所持する船員手帳は公的な資料であり、同手帳の給料欄及び手当欄に記載された記録には国の所管局の公印もあるため、証拠となり得ないとの判断には納得できない。

また、C社は、関連資料等を保管しておらず、当時の状況も全く知らないはずであり、同社の推測としか思えない回答は信用できない。

さらに、船員手帳の給料欄及び手当欄に記載されている金額は、当時の私の報酬月額であり、それを下回る標準報酬月額とされていることに納得できないので、新たな資料等はないが、再度調査の上、全ての申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前々回の申立期間①、②（昭和29年11月20日から30年1月1日までの期間を除く。）及び③に係る申立てについては、申立人が所持する船員手帳の給料欄及び手当欄に記載されている報酬月額とA社及びB社に係る各船員保険被保険者名簿並びに申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）により確認できる標準報酬月額とは一致しないものの、船員手帳に記載されている給料

額は雇入時点での報酬月額であり、雇入期間の全ての期間の報酬月額を保証するものではないこと、及び標準報酬月額に係るC社の回答から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、昇給などで固定的賃金等に変動があった場合は標準報酬月額の改定が行われるはずであり、正しい標準報酬月額に訂正してほしいとして再度申し立てているが、C社に再度照会したところ、当時は随時改定を行っていなかったと回答していることなどから、既に当委員会において、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとの判断がなされ、平成 22 年 4 月 30 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、前々回及び前回の申立内容と同様に、申立人が所持する船員手帳の給料欄及び手当欄において確認できる報酬月額から、A社及びB社に係る船員保険の被保険者記録で確認できる標準報酬月額は、給与支給額に見合うものとなっていないとして、全ての申立期間に係る記録の訂正について再々申し立てを行っている。

- 2 申立期間①については、申立人は、申立人の船員保険被保険者台帳では、昭和 27 年 7 月 2 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額は 7,000 円、同日から 28 年 1 月 16 日までの標準報酬月額は 9,000 円と記録されており、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条の規定に基づき、1 万 2,000 円に満たない標準報酬月額については、同額に読み替えることとなっているところ、申立人は、申立人が所持する船員手帳から、申立期間①を通じての給料は 1 万 3,000 円であり、歩合給を加算するとオンライン記録で確認できる標準報酬月額を大きく上回るはずであり、当該標準報酬月額が 1 万 2,000 円で推移していることに納得いかないと主張している。

しかしながら、A社に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間①のうち、昭和 27 年 7 月 2 日から同年 8 月 6 日までの期間において申立人が名前を挙げた同僚に係る標準報酬月額は 7,000 円であることが確認できる上、申立期間①当時、前述の被保険者名簿等で申立期間①に係る船員保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じ業務を行っていたとする同僚 3 人に係る標準報酬月額を確認した結果、3 人のいずれも申立人と同額であることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、A社及びB社に係る各船員保険被保険者名簿等では、昭和 28 年 10 月 14 日から 30 年 1 月 1 日までの標準報酬月額は 1 万円、同日から同年 6 月 11 日までの標準報酬月額は 1 万 4,000 円と記録されており、前述の改正法附則第 53 条の規定に基づき、1 万 2,000 円に満たない標準報酬月額については、同額に読み替えることとなっている

ところ、申立人は、申立人が所持する船員手帳から、申立期間②を通じての報酬月額が1万2,000円に手当額「5割」を加算した額が実質の報酬月額であり、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は給与支給額に見合うものとなっていないと主張している。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿等から、申立期間②当時、船員保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じ業務を行っていたとする同僚3人の標準報酬月額を確認した結果、3人のいずれも申立人とほぼ同様に推移していること（申立人が、A社からの出向先であるB社が所有する船舶で勤務していたとする昭和29年12月を除く。）が認められる。

さらに、C社に再度照会したところ、当時、標準報酬月額の届出については、主として前年の実績等を基に一定額で届出を行っていたと聞いているが当時の関係資料は保管しておらず確認できない旨回答していることから、申立人の申立期間①及び②における報酬月額及び事業主による船員保険料の控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、当時の厚生省保険局船員保険課長から各都道府県民生部（局）長宛ての通知「漁船及び機帆船に乗り組む船員保険被保険者の標準報酬の適正化について」（昭和30年6月28日付け保険発第一四六号）に、「従来、漁船に乗り組む被保険者の報酬月額は、その者の実質報酬額と必ずしも一致せず、船舶所有者との話合等によって一律に一定額の届出が行われ、ために実質報酬額と標準報酬額との間において著しい懸隔のある事例も多数見受けられる実情であった…」と記載されていることなどから判断すると、当時、船員保険の被保険者の報酬月額は一律に一定額の届出が行われていた実情などがうかがえる。

3 申立期間③については、申立人は、A社に係る船員保険被保険者名簿等では、昭和30年7月7日から33年4月1日までは1万4,000円、同日から同年4月26日までは2万円と記録されているところ、申立人は、申立人が所持する船員手帳から、申立期間③を通じての給料は1万3,500円であり、手当額6,750円を加算するとオンライン記録で確認できる標準報酬月額と相違していると主張している。

しかしながら、申立期間③のうち、昭和30年7月7日から同年10月1日までの標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿等から、船員保険の被保険者記録が確認でき、申立人と同じ業務を行っていたとする同僚二人の標準報酬月額を確認した結果、申立人と同額の1万4,000円であることが確認できる。

また、申立期間③のうち、昭和30年10月1日から33年4月1日までの期間については、申立人は、抑留されていたとしており、前述の被保険者名簿から、申立人に「抑留」の表示が確認できるところ、C社では、抑留期間中

においては、最低保証給（基本給）以外の手当は支給していなかった旨回答している。

さらに、申立期間③のうち、昭和33年4月1日から同年4月26日までの標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿等では、2万円と記録されており、申立人が所持する船員手帳の給料額と手当額の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

- 4 申立人は全ての申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年8月1日まで

平成5年4月からA事業所（現在は、B事業所）に勤務し、同年4月から同年6月までの期間については研修期間中であつたため時間外勤務等が無く低い報酬月額であつたが、同年7月以降は研修期間終了に伴い常態的に時間外勤務等があり高い報酬月額となつた。

研修期間中であつた平成5年5月及び同年6月の低い報酬月額並びに高い報酬月額となつた同年7月の報酬月額を基礎として定時決定が行われているが、同年5月及び同年6月の低い報酬月額を含まず、同年7月以降の高い報酬月額を基に標準報酬月額を算定し直し、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳及び社会保険関係資料等を保管していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否か、申立てどおりの標準報酬月額の届出を行ったか否かについては不明である。」と回答している上、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料等を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間当時の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 21 条に基づき、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた報酬の総額を3か月で除した額により決定される旨定められているところ、申立人は、「研修期間中の平成5年5月及び同年6月の低い報酬月額を含まず、同年7月以降の高い報酬月額を基礎として算定し直し、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、事業主が申立人の給与から控除した厚生年金保険料が国の記録で確認できる標準報酬月額に見合うものであるか否か等を踏まえ、標準報酬月額の記録訂正に係る要否を判断する機関であり、これと離れて標準報酬月額の定時決定に関する法律の当否を判断することはできない。

第1 委員会の結果

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から 59 年 2 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 59 年 2 月 1 日と記録されており、同社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 59 年 2 月 1 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

また、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 59 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答を得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員二人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が勤務していたことは記憶している。申立人は私と同時期に入社したと思うが、共にB業務を担当していた。A社では、3か月間程度の試用期間があり、私の厚生年金保険の被保険者記録は間違いない。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該従業員は申立人と同時期（昭和 59 年 2 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、他の一人は、「申立人の名前に記憶は無い。当時、若い男性社員が

二人勤務していたが、ともにB業務を担当しており、その二人がA社に入社した時期は私よりも後だったと思う。入社当時、同社から、3か月間程度の試用期間がある旨説明を受けており、私の厚生年金保険の被保険者記録は間違いない。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該同僚は昭和58年11月1日から59年10月2日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、被保険者名簿では、申立人は昭和59年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月6日に同資格を喪失したことが記載されている上、同月内に資格を取得及び喪失したことを示唆する「同月得喪」の記載が確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。